

(意見3-2) 有形固定資産のラベル管理について

固定資産台帳に登録された資産のうち、「車両運搬具」及び「工具器具備品」については固定資産管理簿を作成し、各市場に配布するとともに、テープ等による備品シールを貼付して管理が行われている。

この運用は、「車両運搬具」及び「工具器具備品」に限定されているが、ラベル管理も原則として全ての資産について実施しなければ、資産の所在や状態はもちろん、資本的支出がどの資産について実施されたのかを厳密に把握するこどが困難となる。

また、市場には卸売業者等の外部の資産が多数存在するため、都保有の資産であることを明示しなければ、誤って本来の用途から外れた利用がなされることや撤去されてしまうことも想定される。例えば、食肉市場における固定資産「トロリー掛け」については、都が購入したものばかり業者が購入したものもあるが、所有者を識別できるラベル等はなく、両者の購入物が混在している状況である。

したがって、構造上困難な場合を除き、原則として全ての資産について、ラベルの貼付を行い管理することを検討されたい。

(意見3-3) 複数保有の有形固定資産に係るラベル管理について

本庁所在の固定資産（大型ディスプレイ）は、現在、ラベル管理が行われている「車両運搬具」及び「工具器具備品」に該当し、2台保有しているものの、固定資産台帳への登録が1件の資産として行われている。監査人による現物確認の結果、別の部屋に保管されており、2台ともラベルの貼付は確認されたものの、ラベルには同じ資産番号が記載されていた。

複数の資産に同じ資産番号のラベルが貼付された場合、それぞれの所在や状態が異なるにもかかわらず画一的な管理となることや、複数個存在する事実が適切に把握されないことが想定される。したがって、複数個保有する資産については、資産番号に校番を加えたラベルを貼付することを検討されたい。

(イ) 有形固定資産の取得に係る処理の適切性について

中央卸売市場財務規則第86条第1項によれば、有形固定資産は「土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数一年以上かつ取得価額十万円以上の工具、器具及び備品、建設仮勘定並びにその他の有形資産であつて有形固定資産に属する資産とすべきもの」とされている。また、同条第2項に基づき、固定資産の区分や耐用年数を類型化する固定資産名鑑（平成22年3月31日改正）が作成されている。

固定資産の取得価額は耐用年数に応じて費用化していくが、本来、固定資産とすべき物品の購入や工事が一時の費用として処理されたり、適切な区分及び耐用年数で計上されざるに誤った償却計算が行われたりした場合は、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある。

この観点から、固定資産の現物確認や工事・購買契約に係る各種証憑の閲覧を通じて、固定資産が適切に計上されているかを検証した。

上記の手続の結果、大田市場で購入した以下の資産について、耐用年数1年以上かかつ取得価額が10万円以上の工具器具備品であるにもかかわらず、資産計上がなされていないことが判明した。

No.	品名	単価(税抜)	合計数量	金額
1	2灯式LED投光器	130,000円	10基	1,300,000円
2	正弦波インバータ搭載発電機 EU9i	105,000円	1台	105,000円
3	正弦波インバータ搭載発電機 EU18i	155,000円	1台	155,000円

また、本庁及び大田市場に所在する以下の資産について、本来、ソフトウェアとして計上すべきパッケージソフトであるところ、工具器具備品で計上されていることが判明した。

No.	所管	資産番号	固定資産名称	取得価額(円)
1	本庁	AA7-6-37	製図ソフト	361,000
2	大田	M7-6-12	図面作成ソフト	323,000

さらに、板橋市場における以下の資産については、計上元となる工事は板橋市場外7市場にわたって手洗器等の交換を行うものであるが、同工事の手洗器の設置数及び単価は設計図面から確認可能であり、その他部材及び工事費等についても手洗器の設置数などを基準として按分することで各市場の資産計上額の合理的な算定が可能であったにもかかわらず、合理的な按分基準がないものとして、関連する市場に均等額を資産計上していた。手洗器の交換数については、板橋市場は5個であるが、最大が大田市場の41個で、最少は葛西市場の3個となっている。

No.	資産番号	固定資産名称	取得価額
1	155-11-5	衛生器具	988,760円

No.	文書番号	工事件名	請負金額(税込)
1	03 中事施第282号	3 大田市場外手洗器等改修工事	8,697,700円

(指摘3-4) 有形固定資産の計上について

大田市場で購入した2灯式LED投光器等3点の物品については、耐用年数1年以上かつ取得価額が10万円以上の工具器具備品であるため、固定資産として計上し管理する必要がある。これらの物品は、令和4年度において一時の費用として会計処理され、また、固定資産台帳への登録がなされていないため、令和4年度の費用の過大計上がなされているのみならず、実物は固定資産管理簿等による管理がなされていない。

したがって、速やかに固定資産取得の手続を行い、台帳登録及び会計処理の是正を実施されたい。

(指摘3-5) 固定資産の計上区分について

本庁及び大田市場に所在する製図ソフト等2点の資産については、本来、ソフトウェアとして計上すべきパッケージソフトであるところ、工具器具備品で計上されていることが判明した。同資産は、いわゆるインストール型のパッケージソフトであるが、その資産性は、媒体であるDVDではなく、インストールしたソフトの内容により評価されるべきであり、無形固定資産で計上することが一般的である。したがって、適切な償却計算や財務諸表における表示のため、固定資産台帳における登録及び会計処理を是正されたい。

(意見3-4) ソフトウェアの計上基準について

固定資産名鑑(平成22年3月31日改正)には、無形固定資産の区分として「借地権」、「施設利用権」、「電話加入権」のみしか規定されておらず、その他ソフトウェアの計上基準を定めた規定は存在していない。

一般的に、ソフトウェアは実物が存在しないため、計上に当たっては有形固定資産よりも複雑な判断を伴う場合が多く、明確な判断基準がなければ、担当者の判断により、計上区分の誤りやそもそも資産計上がなされないという事態にながりかねない。

令和4年度の中央卸売市場会計には、無形固定資産49百万円が計上されていながら、うち43百万円はソフトウェアであり、今後も無形固定資産として新たに計上する資産は、主にソフトウェアであることが想定される。同一の取引について判断が異なることが生じないよう、ソフトウェアについて

ても、固定資産名鑑等に明確な計上基準を規定することを検討されたい。

(意見3-5) 複数市場にまたがる工事に係る資産計上について

板橋市場における固定資産(衛生器具)について、計上元となる「大田市場他手洗器等改修工事(契約日 令和4年1月18日、契約金額 税込8,697,700円)」は、板橋市場外7市場にわたって手洗器等の設置を行う工事であるが、各市場における手洗器の設置数及び単価は設計図面から確認可能であり、その他部材及び工事費等についても手洗器の設置数などを基準として按分することで各市場の資産計上額の合理的な算定が可能であったにもかかわらず、合理的な按分基準がないものとして、関連する市場全てで均等な額を資産計上していた。

異なる場所に設置された固定資産については、それぞれ利用状況が異なるため、将来的な修繕や更新のタイミングも異なるはずである。その際、合理的な按分基準をもって固定資産の取得価額を算定していない場合、除外額や資本的支出か否かの判断が、実態と合わないことが生じ得る。

また、固定資産台帳における計上金額が現物の規模と見合わない場合、固定資産の数や所在場所が適切に把握できず、有効な管理が実施できないことも想定される。

大規模建物の建設工事等、個々の資産の計上に係る按分計算が複雑になる場合に、簡便な算定方法を探ることはやむを得ないが、本件工事には、そのような事情は特段認められない。

したがって、複数の市場にまたがる工事については、可能な限り合理的な基準をもって、実態に合った取得価額で固定資産を計上することを徹底することともに、局内での按分計算に困難が生じることが見込まれる場合は、見積書に市場別に、金額明細を含むよう外部業者に依頼するなどの対応を講じることを検討されたい。

(ウ) 固定資産の会計処理の妥当性について

固定資産の適切な管理及び関連する会計処理は、固定資産台帳の登録内容により大きく左右されることとなる。その観点から、固定資産台帳における登録実務が取引の実態に即して適切になされるよう整備されているか、固定資産台帳を有効に活用しているかについて確かめるため、固定資産台帳の登録内容を基にヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、資本的支出を実施した資産について旧資産と同じ資産として管理し、資本的支出部分も当初取得の固定資産と同じ償却率で償却計算を実施している事実を識別した。また、資本的支出の場合、当該資産について、資本的支出と同額の一部除却を実施する実務となっている事実を識別した。

さらに、固定資産台帳への登録は、各市場に所在する固定資産についても管理部財務課で実施しているが、固定資産管理簿を作成する「車両運搬具」及び「工具器具品」以外の区分の固定資産については、台帳の写し等を各市場に配布することは行われていないため、各市場が固定資産台帳への登録内容を把握できていない事実を識別した。

#### 総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

##### 3 資本的支出と修繕費の区分

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。

「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめる以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%未満以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定がありますので、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることがあります、その際は、その旨を注記します。

41. また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

定額法）によって行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によって行うものとする。

(意見3-6) 固定資産の資本的支出に係る固定資産台帳への登録について  
豊洲市場における下記の資産に関する資本的支出（4豊洲市場管理施設棟熱量計測システム更新20,327,976円）について、固定資産台帳への登録は、同一資産における帳簿価額の増加及び同額の一部除却を実施しているため、資本的支出部分も当初取得の固定資産と同じ償却率で行われることとなる。この場合、当初の資産の取得日が令和2年3月31日で、資本的支出が令和5年3月であるが、残存価額まで償却が実施されるのは令和17年3月までとなるため、資本的支出部分は12年で償却されていることとなる。

資産番号	固定資産名称	取得価額（円）
N55-12-106	管理施設棟（7街区）①管理施設 H30-63【構造】自動制御機器、盤、制御配管配線等	733,483,622 (資本的支出前)

現行の処理は、実務上、一定程度普及しているものではあるが、一方で、地方公営企業法施行規則第13条及び第14条で定める減価償却は、同規則別表第二号の法定耐用年数に基づくことが定められている。したがって、資本的支出についても、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と法定耐用年数に応じて減価償却を行っていくことが妥当である。また、現行の処理では、当初取得資産が平成10年以前に取得されたものとして、その種類と法定耐用年数に応じて減価償却を行っていくことが妥当である。また、現行の処理では、当初取得資産が平成10年以前に取得されたものである場合、耐用年数について、平成10年の地方公営企業法施行規則の一部改正に伴う変更以前の年数を適用した償却計算が行われることとなる。

資本的支出については、全般的に上記「4豊洲市場管理施設棟熱量計測システム更新」と同様の処理を実施しているとのヒアリング結果を得ている。現行の処理は、実務上、一定程度普及しているものであり、過年度の資本的支出について遅延的に修正を行うことは、対象資産が多く実務上も困難であるとすれば、将来の資本的支出については、適切な損益計算を実施する観点から、法定耐用年数を用いた新規の登録及び償却計算を実施されたい。

#### (意見3-7) 固定資産の一部除却について

豊洲市場における固定資産（管理施設棟（7街区）①管理施設 H30-63【構造】自動制御機器、盤、制御配管配線等）に関する資本的支出（4豊洲市場管理施設棟熱量計測システム更新20,327,976円）については、既存の設備の一部の更新

#### 地方公営企業法施行規則

##### （減価償却）

第13条 傷却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。ただし、償却資産のうち管理者の定めるものにあっては、取替資産として計理することができる。

##### （固定資産の減価償却の方法）

第14条 傷却資産のうち有形固定資産の減価償却は、別表第二号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法（平成10年4月1日以後に取得した建物にあっては、

工事となるため、既存資産の一部を除却する処理を行っているが、更新部分に対応する既存資産の取得価額を合理的に算出できないという理由で、便宜上、資本的支出の取得価額と同額で一部除却を行っている。管理部財務課より、資本的支出に伴う一部除却全般について、同様の処理を行っているとのヒアリング結果を得ている。

資本的支出は資産価値を高め、又はその耐久性を増すという「機能の向上」が前提となるため、一般的に、既存資産における対応部分よりも取得価額は高額になる。

ここで、資本的支出と同額の一部除却を実施した場合、更新に応する部分の本来の取得価額よりも高い金額で除却してしまうこととなり、差額部分が除却損として会計処理されることとなる。当該差額部分は、本来は更新には対応しない部分として、減価償却により耐用年数にわたって費用化されるべきところを一時の費用とするものであり、損益計算をゆがめる要因となる。

既存の設備が大規模であるほど、更新に対応する部分の取得価額の算定は困難であることも想定されるが、一律に資本的支出の金額を一部除却するのではなく、既存設備の取得の際の工事内訳書等が存し、合理的に対応部分の取得価額を算定することができる場合には、その判定フローを導入することで、可能な限り実態に沿う合理的な金額で一部除却を実施することを検討されたい。

(意見3-8) 固定資産台帳の各市場との共有について

固定資産台帳への登録は、各市場に所在する固定資産についても管理部財務課で実施しているが、固定資産管理簿を作成する「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分の固定資産については、台帳の写し等を各市場に配布することは行われていない。

この場合、各市場に所在している資産を現場担当者が網羅的に把握することができず、その実在性や保存状態について管理が十分になされないことが想定される。

各市場の資産の所在や保存状態を管理部財務課が網羅的に管理することも現実的ではなく、各市場が破損や老朽化による修繕の要請を出す際に、該当資産を台帳上で把握できないことは効率性に欠ける。局全体における台帳に基づく固定資産管理が実効的なものとなるよう、固定資産台帳への登録内容は全ての区分について、所管する市場と情報を共有することを検討されたい。

(意見3-9) 修繕費支弁基準について

中央卸売市場は、資本的支出と収益的支出の区分について、修繕費支弁基準を作成して固定資産の種別ごとに判断の基準を設けているものの、「修繕は、本来の効用持続年数又は能率を維持する目的をもって行うもので、原則として各単位資産名称毎の年間取替又は改修が、帳簿原価又は数量等の30%以内であれば、形式的に収益的支出=修繕費と判断されることとなり、各種工事の実態を踏まえた区分が妥当に行われない可能性がある」と判断した。

この原則30%以内という形式判断は、前提として実態判断を実施し、その結果、「一の修理、改良等のために要した費用の額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない」場合に適用すべきものであるが、局の修繕費支弁基準はこの前提が規定されていないため、例えば耐震工事のように、明らかに「当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる」と認められる」とい

施設の修理、改良等に係る工事を修繕費等の費用で計上するか(収益的支出)、固定資産として計上するか(資本的支出)の区分という形で表れる。個々の取引について、固定資産として計上して耐用年数に応じて減価償却していくか、一時の費用として計上するかは、損益計算に大きな影響を及ぼす可能性があるため、当該区分が適切に実施されているかの観点から、区分に係る基準の内容についてヒアリングを実施するとともに、契約一覧から抽出した工事2件について、当該基準に従った判断が実施されているかの検討を実施した。

まず、資本的支出と収益的支出の区分について、局は、修繕費支弁基準を作成して固定資産の種別ごとに判断の基準を定めている。同基準及び一般的な資本的支出及び収益的支出の定義に鑑み、抽出した工事について処理の区分を検討した結果、特段の指摘事項は検出されなかった。

ただし、局の修繕費支弁基準では、「修繕は、本来の効用持続年数又は能率を維持する目的をもって行うもので、原則として各単位資産名称毎の年間取替又は改修が、帳簿原価又は数量等の30%以内のもの」かつ各資産区分に応じた要件を充足するものとする旨を定めている。この30%以内という形式判断は、法人税法基本通達7-8-5に定める資本的支出と修繕費の区分の特例を参照したものと推察されるが、同条項の適用の前提是、「一の修理、改良等のために要した費用の額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない」場合である。局の修繕費支弁基準はこの前提が規定されていないため、例えば耐震工事のように、明らかに「当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる」と認められる」という資本的支出の要件を充足する支出についても、当該固定資産の帳簿原価又は数量等の30%以内であれば、形式的に収益的支出=修繕費と判断されることとなり、各種工事の実態を踏まえた区分が妥当に行われない可能性があると判断した。

## 東京証券公会

う資本的支出の要件を充足する支出についても、当該固定資産の帳簿原価又は数量等の30%以内であれば、形式的に収益的支出=修繕費と判断されることとなり、各種工事の実態を踏まえた区分が妥当に行われない可能性がある。この結果、本来は資本的支出として固定資産計上すべき工事が、修繕費等で一時費用として処理されることとなり、損益計算にゆがみが生じることも想定される。

したがって、修繕費支弁基準について、形式判断の前段として実態判断を行う旨を規定し、かつ、その実態判断についても一定の指針を策定することを検討されたい。

## (才) 登録されている耐用年数について

中央卸売市場は、地方公営企業法施行規則の別表を基に、固定資産の区分ごとの耐用年数(償却率)を固定資産名鑑(平成22年3月31日改正)にて定めている。特に、地方公営企業法施行規則の改正に合わせて、平成11年4月1日以降取得の固定資産の耐用年数表は、それ以前のものとは異なっている。

固定資産の耐用年数は、減価償却の金額に直接的に影響するものであるから、該当する固定資産に対応した耐用年数での登録がなされなかった場合、損益計算に大きく影響を及ぼす可能性がある。

この観点から、固定資産台帳を閲覧し、耐用年数の登録が固定資産名鑑に記載の固定資産区分及び耐用年数と一致しないものがないか、確認を実施した。

上記の手続の結果、取得年月日及び固定資産の区分と耐用年数が対応しない資産が複数識別されたため、管理部財務課に確認を依頼したところ、耐用年数の改定が行われた平成11年4月1日以降取得の固定資産について、改正前の耐用年数が計上されているケースが30件識別された。

原因については、改正後の基準による資産取得時の計上作業において、基準表の都度の確認が十分に行われず、從前資産を参考にするなどして耐用年数を計上した結果、誤った処理になつたものと考えられる旨の回答を得ている。

No.	資産番号	固定資産名称	取得年度	取得価額(円) (現台帳:誤)	耐用年数 (名鑑:正)
1	K312-3-2	ゴミ置き場	令和2年度	16,481,786	45
2	M312-1-34	加工・荷捌棟	平成31年度	4,225,910,764	65
3	C312-1-8	便所	平成28年度	11,476,133	65
4	M312-1-33	西門監視室(花き)	平成28年度	8,810,000	65
5	G312-5-3	南門巡視舎	平成25年度	37,409,435	50
6	G312-1-8	仲卸業者売場棟	平成24年度	766,992,618	50
7	G312-3-6	不燃ゴミ置場	平成24年度	1,184,396	50
					38

No.	資産番号	固定資産名称	取得年度	取得価額(円) (現台帳:誤)	耐用年数 (名鑑:正)	No.	資産番号	固定資産名称	取得年度	取得価額(円) (現台帳:誤)	耐用年数 (名鑑:正)		
8	M312-1-31	北側屋根付棧込場 (第1)	平成20年度	501,825,630	65	50	9	M312-1-32	北側屋根付棧込場 (第2)	平成20年度	276,079,556	65	50
10	F312-1-7	荷捌場棟1	平成18年度	18,957,447	31	30	11	F312-1-8	荷捌場棟2	平成18年度	21,542,553	31	30
12	M312-5-4	自転車置場	平成18年度	9,862,249	25	22	13	Aa312-1-20	輸入肉用冷蔵庫下 作業所	平成16年度	10,700,000	50	38
14	C312-5-5	充電設備上屋 (ターレ用)	平成16年度	5,112,055	24	22	15	J312-5-2	充電設備上屋 (ターレ用)1	平成16年度	5,799,677	24	22
16	J312-5-3	充電設備上屋 (ターレ用)2	平成16年度	3,905,210	24	22	17	J312-5-4	充電設備上屋 (フォーケ用)3	平成16年度	9,588,612	24	22
18	J312-5-5	充電設備上屋 (フォーケ用)4	平成16年度	9,588,612	24	22	19	J312-5-6	充電設備上屋 (フォーケ用)5	平成16年度	9,588,612	24	22
20	Aa312-6-13	屋外便所	平成15年度	2,695,867	18	22	21	H312-4-16	便所(西側)	平成13年度	11,718,537	34	50
22	H312-4-11	便所(C)	平成12年度	24,404,890	34	30	23	H312-5-3	北門守衛棟	平成12年度	4,132,585	24	22
24	H312-4-13	便所2	平成12年度	4,741,964	34	50	25	H312-4-14	防災センター	平成12年度	47,501,240	34	30
26	H312-4-15	南門守衛棟	平成12年度	948,393	34	50	27	H312-5-4	給油取扱員詰所	平成12年度	632,263	24	22
28	C312-5-4	電動搬送車充電設	平成12年度	3,505,586	24	22	29	C32-5-6	自転車置場	平成11年度	3,577,000	20	19
30	Aa312-6-12	便所	平成11年度	2,355,752	18	22							

## (指摘3-6) 固定資産の耐用年数について

固定資産台帳の閲覧の結果、耐用年数の改定が行われた平成11年4月1日以降取得の固定資産について、改定前の耐用年数が計上されているケースが30件識別された。

地方公営企業法施行規則における耐用年数の改定は、基本的には耐用年数を短縮するものであったため、耐用年数の登録に誤りがあった資産については、全体として減価償却費が過少に計上されていたものと考えられる。

したがって、直ちに固定資産台帳上の耐用年数の登録を是正されたい。

## (意見3-10) 耐用年数に係る事務処理について

耐用年数の改定が行われた平成11年4月1日以降取得の固定資産について、改定前の耐用年数が計上されているケースが30件識別された。

耐用年数の改定前後でこうした誤りが生じることは想定されるものの、改定後、相当期間が経過した令和2年の取得においても同様の誤りが発生していることは、局内における周知が不足しているものと評価せざるを得ない。

したがって、局内の要領やマニュアルにおいて、耐用年数登録の際の留意点を改めて記載すること等を通じて、単に旧資産の耐用年数を引き継ぐのではなく、適正な年数での登録がなされるように周知徹底を図られたい。

## (2) たな卸資産の管理

## ア 概要

中央卸売市場会計の令和4年度決算では、たな卸資産の計上はない。ただし、過去には、工事の際に発生する銅屑や鉄屑といった売却可能性のある不用品をたな卸資産として計上していた。

たな卸資産については、東京都中央卸売市場財務規則の第4章に規定されている。

同規則によると、たな卸資産を受け入れる際には、入庫伝票とそれにに基づく振替伝票の作成を行うこととしている(第67条)。

たな卸資産の売却、贈与及び支給についても、出庫伝票とそれにに基づく振替伝票の作成を行うこととしている(第70条)。

たな卸資産は、毎事業年度末に実地たな卸を行うこととされている(第74条)。

同規則第62条第2項には、「たな卸資産の区分、品目及び単位呼称は、貯蔵品名鑑として市場長が別に定める」と規定されているが、貯蔵品名鑑が作成されていることは確認できず、それに相当する規程も確認されなかつた。

## イ 監査の結果

## (ア) たな卸資産の計上の適切性について

東京都中央卸売市場財務規則第62条第2項に定める貯蔵品名鑑が作成されていることは確認できず、それに相当する規程も確認されなかつたため、たな卸資産計上の基準として直接準拠すべきものはないものの、財務規則第4章の内容を参照しつつ、資産性があり、たな卸資産若しくは貯蔵品として出納管理すべき物品等が存在していないか、本庁及び各市場において、現物確認及びヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、各市場には、切手等の現金同等物や工事用資材、非常用備蓄食料、ヘルメットといった防災用品、白衣や長靴といった衛生用品等が多數所在しており、財務規則に定めるたな卸資産として、出納管理及び会計処理の実施を検討すべき物品等として識別された。

## (指摘3-7) 貯蔵品名鑑の作成について

東京都中央卸売市場財務規則第62条第2項には、「たな卸資産の区分、品目及び単位呼称は、貯蔵品名鑑として市場長が別に定める」と規定されているが、貯蔵品名鑑は作成されていない。

貯蔵品名鑑は、たな卸資産としてどのような品目を計上すべきかを具体的に示すものとして重要であり、当該名鑑がないため、担当者が物品の管理及び会計処理について、適切かつ統一的な判断を実施することができない。令和4年度における決算整理の様式において、鉄屑、銅屑を売却可能な不用品として貯蔵品に計上することが想定されているものの、当該記載は、あくまで過去における計上実績を参考にした記載に過ぎず、名鑑に基づくものではないことになる。

また、各市場には、切手等の現金同等物や工事用資材、非常用備蓄食料、ヘルメットといった防災用品、白衣や長靴といった衛生用品等が所在している。これらは、資産外物品名鑑で資産外消耗品に分類されているものもあるが、財務規則に定めるたな卸資産としての出納管理及び会計処理の実施を検討する必要がある。

なお、たな卸資産の検討の際は、実務上の効率性を重視し、金額的な重要性の観点から、計上の要否を判断することも考えられる。

以上を踏まえた上で、各担当者が特定の物品等について、たな卸資産として出納管理及び会計処理すべきか適切に判断できるよう、貯蔵品名鑑を作成されたい。

## (3) 資産外物品の管理

## ア 概要

資産外物品については、東京都中央卸売市場財務規則の第5章に規定されて